

最高裁秘書第3625号

令和3年11月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の質問については、令和3年11月22日に答申（令和3年度（最情）答申第37号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

質問番号 令和3年度（最情）質問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年7月12日（令和3年度（最情）諮詢第21号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第37号）

件名：第74期司法修習生の採用に際して健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月3日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る司法行政文書を作成するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。第74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととするに当たり、その理由について決裁の過程において最終決裁権者に対して口頭で説明を行ったことから、本件開示申出に係る文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年7月12日	諮問の受理
② 同日	最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
③ 同年10月22日	審議
④ 同年11月16日	審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、第74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととするに当たり、その理由について決裁の過程において最終決裁権者に対して口頭で説明を行ったことから、本件開示申出に係る文書は作成していないとのことである。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、司法修習生採用選考審査基準（令和元年7月3日付け）において、司法修習生の不採用事由として「心身の故障により修習をすることが困難である者」が定められ、司法修習生採用選考要領において、「健康状態判定」として「選考申込書等の提出書類の記載により、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。」と記載され、これらを踏まえて、司法修習生採用選考申込書には現在の病気等について記載する欄が設けられていることが認められる。上記確認結果によれば、司法修習生の採用選考に当たり、当該司法修習生の健康状態を判断する場合に、必ずしも健康診断票の提出を求めなければならないとする必要性もないから、第74期司法修習生の採用に際して健康診断票の提出を求めないこととするに当たり、その理由について決裁の過程において最終決裁権者に対して口頭で説明を行ったことから本件開示申出に係る文書は作成していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長戸雅子